

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		用排水施設等整備事業

1 趣旨

- かんがい排水事業（一般型）： 農業用水の安定確保及び農地の排水条件改善を図るため、農業用排水施設の整備を行う。
- かんがい排水事業（排水特別型）： 転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、排水施設の整備を行う。
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業： 基幹農業水利施設の機能保全対策を推進するため、機能診断や劣化状況調査を行うとともに、必要な対策工事を実施する。
- 県単基幹水利施設整備事業： 国庫補助事業を補完して、基幹農業水利施設を計画的に修繕・更新する。
- 県単基幹水利施設緊急修繕事業： 基幹農業水利施設の老朽化に伴う故障・事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧を行う。

2 事業概要

農業用排水施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水路、排水樋門等）の整備、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事の実施、突発的事故等への対応。

事業の種類	実施要件	負担率(%)		
		国	県	他
かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。ほ場整備等の区画整理を含む事業に関連する地区等にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25
かんがい排水事業（排水特別型）	降雨時に排水施設の能力不足により湛水が生じる水田、又は常時地下水位が高い水田の面積が50%以上であること。受益面積20ha以上、かつ末端支配面積5ha以上。	50	25	25
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25	25
県単基幹水利施設整備事業	国庫補助事業（県営かんがい排水事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）の実施要件に準ずる。		75	25
県単基幹水利施設緊急修繕事業	国営事業で造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設。		75	25

()：畑地かんがい

3 事業実施主体

県

4 当初予算額

- ・かんがい排水事業（一般型）[1地区] : 160,697千円
- ・かんがい排水事業（排水特別型）[2地区] : 174,300千円
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [3地区] : 35,187千円
- ・県単基幹水利施設整備事業 : 43,822千円
- ・県単基幹水利施設緊急修繕事業 : 7,140千円

総合	基本目標	1 活力あるしまね																	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																	
事務事業名 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業																			
<p>1 趣旨</p> <p>○戸別所得補償制度の本格実施に伴い、麦・大豆等の戦略作物及び地域における主要作物の生産拡大に支障となる排水不良や施設の老朽化等による用水の不足等を改善するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等のきめ細やかな整備を実施する。</p>																			
<p>2 事業概要</p> <p>○農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農用地の保全等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施要件</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ①戦略作物や地域の主要作物の作付計画が策定されていること。 ②農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のために必要な整備であること。 ③事業費1地区2,000千円以上 </td> <td>県</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(55) 50</td> <td>(15) 10</td> <td>(30) 40</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">()は6法(過疎、山振、離島、半島、特農、豪雪)指定地域</p> <p>○事業実施期間：平成23年度</p>			実施要件	事業主体	負担率(%)			国	県	他	①戦略作物や地域の主要作物の作付計画が策定されていること。 ②農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のために必要な整備であること。 ③事業費1地区2,000千円以上	県	55	30	15	市町村	(55) 50	(15) 10	(30) 40
実施要件	事業主体	負担率(%)																	
		国	県	他															
①戦略作物や地域の主要作物の作付計画が策定されていること。 ②農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のために必要な整備であること。 ③事業費1地区2,000千円以上	県	55	30	15															
	市町村	(55) 50	(15) 10	(30) 40															
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																			
<p>4 当初予算額</p> <p style="text-align: center;">210,000千円</p>																			

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		淡水化代替水源対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>中海干拓揖屋工区及び安来工区は国営中海土地改良事業で、斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、それぞれ農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。その他の宍道湖・中海沿岸地域は、県営事業等で実施する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び斐川町の農業用水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市、斐川町 完了予定年度：平成27年度</p> <p>(2) 宍道湖中海沿岸地区県営農村振興総合整備事業 旧松江市2地区、旧安来市2地区、東出雲町1地区の農業用水確保対策を主とする生産基盤整備とこれに関連する生活環境基盤整備を一体的に実施し、宍道湖中海沿岸地域の農村振興を図る。 所在地：松江市、安来市、東出雲町 完了予定年度：平成23年度</p> <p>(3) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市町に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成39年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・出雲市、斐川町 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・・・県 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・県 		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・123,700千円 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・2,400千円 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・22,613千円 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・18,847千円 		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名 一般農道等整備事業		
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理
事務事業名 広域営農団地農道整備事業		

1 趣旨

農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。

2 事業概要

農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良

事業の種類	実施要件	負担率(%)		
		国	県	他
広域農道整備 交付金事業	①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、 地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道 と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上	62.5	27.5	10
基幹農道整備 事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10
一般農道整備 事業	①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10
農道保全対策 事業	①受益面積50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理され ているもの	50	25	25
ふるさと農 道整備事業 (県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha) 以上(農道保全是受益面積50ha以上)	—	90 ※農道保 全は75	10 ※農道保 全は25

() : 過疎地域等

3 事業実施主体
県

4 当初予算額

I-2-1	基幹農道整備事業	(1地区)	:	21,537千円
	一般農道整備事業	(1地区)	:	10,768千円
	農道保全対策事業	(1地区)	:	96,695千円
	ふるさと農道整備事業	(14地区)	:	1,350,000千円
II-5-1	広域農道整備交付金事業	(2地区)	:	886,055千円

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね	
発展	政策名	1 安全対策の推進	
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり	
事務事業名		地すべり対策事業	
<p>1 趣旨</p> <p>【地すべり対策事業】 島根県は全県域が特殊土壌地帯に指定されており、農地地すべり危険地が543箇所（平成23年3月現在）存在している。 本事業は、地すべり等防止法第3条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより、地すべり被害から農地や農業用施設などを守り、農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】 県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>			
<p>2 事業概要</p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路・・・・・・・・・・地表水排除工 水抜きボーリング、集水井・・・・地下水排除工 排土、押え盛土・・・・・・・・・・斜面改良工 抑止杭、アンカー・・・・・・・・抑止工 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(補助事業分) 国1/2、県1/2 ・(県単独分) 県10/10 <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県10/10 			
3 事業実施主体		県	
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策事業（補助事業分）・・・・19地区： 692,753千円 （県単独分）・・・・12地区： 224,612千円 ・農地地すべり防止施設長寿命化事業・・ 8地域： 120,000千円 			

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
県単農地有効利用支援整備事業				
農地や農業用施設等の簡易な整備	85,341千円	耕作放棄を未然に防止するため、国庫補助事業の対象にならない簡易な基盤整備（農業用排水施設、暗渠排水、農道など）について支援を行う。 負担率：県50%、市町村等50%		市町村 土地改良区
国営事業完了地区等対策促進事業				
干拓農地売渡促進への支援	8,796千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費について助成する。		しまね農業振興公社
国営事業完了地区等への支援	220千円	国営農地開発地及び干拓地における大規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジョンに基づいた実践活動を行う。		県
直轄事業負担金「主要事業」掲載負担金以外	581,566千円	国営中海土地改良事業の負担金及び過去に実施された国営農地開発事業や国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。		県、関係市町
国営造成施設管理事業				
基幹水利施設管理事業	15,571千円	国から県・市町に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市町等40% ()：地盤沈下地帯		県・市町
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	43,863千円	農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設（一体不可分な附帯県営造成施設を含む）を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町25%		【計画更新(策定)事業】 県 【推進活動事業】 県 【強化支援事業】 市町

総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
【ため池等整備事業】				
県営農業用河川工作物応急対策事業	46,334千円	総事業費：概ね100,000千円以上 (離島にあっては50,000千円以上) 河川工作物の改善処置を必要とするもの 負担率：国55%、県37%(39%)、 他8%(6%) ()：離島	県	
団体営農業用河川工作物応急対策事業	55,800千円	総事業費 ：概ね8,000千円以上100,000千円未満 河川工作物の改善措置を必要とするもの 負担率：国50%、県42%、他8%	市町村	
農村災害対策整備事業	94,500千円	受益面積：2ha/箇所以上 総事業費：概ね100,000千円以上 決壊の恐れのある農業用ため池の改修等 負担率：内地 国50%(55%)、県未定、 他未定 離島 国50%(60%)、県未定(31%)、 他未定(9%) ()：は地域要件による嵩上	県	
危険ため池緊急整備事業	21,000千円	<u>危険ため池調査設計事業</u> 全体整備計画に基づく、事業化(国庫)に向けた詳細設計 負担区分 ・ 県 5/10、他 5/10	県	
		<u>危険ため池緊急整備工事(H24～)</u> 上記調査設計で国庫事業を活用したため池整備、及び地元負担軽減措置(導入事業の補助残に対し、県費を嵩上)		
【防災ダム事業】				
農地防災ダム付帯施設更新事業	112,000千円	老朽化したダムの付帯施設の更新整備 負担率 ・ 県 94%、他 6%	県	
【海岸保全事業】				
農地防災施設長寿命化事業	30,000千円	老朽化した海岸保全施設の更新整備 負担区分 ・ 県 10/10	県	